

社会福祉法人いたみ杉の子  
役員報酬規程（2022年4月1日改正）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人いたみ杉の子（以下「法人」という。）定款第21条に規定する理事及び監事（以下「役員」とする）の報酬について定めるものとする。

（報酬の内容）

第2条 報酬は、基本給、費用弁償とする。

2 基本給は、執務により支給する。

3 費用弁償は、執務とは別に定める特定業務に従事した場合に支給する。

（報酬の支給基準）

第3条 報酬の支給総額並びに支給基準、支払方法は、別表のとおりとする。

（職員給与等の優先）

第4条 法人職員が在籍のまま役員に就任する場合、職員給与規程による給与及び退職金等を優先し、この規程による報酬の併給はしない。

2 公共団体等の職員が在籍のまま法人の役員に就任する場合、この規程による報酬は支給しない。

（報酬等の総額及び基準の決定）

第5条 報酬の支給総額は、1人あたり年額500万円以内とする。

2 報酬の支給総額並びに支給基準は、評議員会の議決を得て決定するものとする。

（源泉徴収等）

第6条 法人は役員への報酬について所得税法による源泉徴収等を行う。

（開示）

第7条 社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める役員等の報酬の支給総額並びに支給基準の開示は、本規程をもって公表するものとする。

（その他）

第8条 本規程に定めのない事項は、評議員会において決定する。

以上

(別表) 役員等報酬規程第3条に定める「報酬支給額」及び「支払い方法」

1. 基本給（執務状況に応じて支払う報酬）

役職	執務内容	報酬額	備考
理事	週40時間以上の執務を行う理事	月額300,000円 賞与（2ヶ月分）	○理事長においては、月額50,000円を加算する ○執務にかかる通勤費は、別に支払う ○賞与及び理事長加算は、法人の財務状況によっては、支給を中止、もしくは減額することができる
	週30～39時間の執務を行う理事	月額250,000円 賞与（2ヶ月）	
	週20～29時間の執務を行う理事	月額200,000円 賞与（2ヶ月）	
	週10～19時間の執務を行う理事	月額150,000円 賞与（2ヶ月）	
	週10時間未満の執務を行う理事	月額100,000円 賞与（2ヶ月）	
	執務を伴わない理事	月額7,000円 賞与なし	
監事	年間を通じての監事業務	月額10,000円 賞与なし	

※「執務」とは法人に出勤し実務を行うこと

※法人職員もしくは出向職員が役員となる場合は、本報酬の対象外とする

2. 費用弁償（特定の業務に従事した場合の経費弁償）

特定業務内容	費用弁償額	備考
理事会等の法人が行う会議等に出席した場合	1回 5,000円	書面等による理事会を除く
法人が行う監査、調査、審査等に出席した場合	1回 5,000円	
法人の代表者として他団体等が行う会議、委員会、研修等に参加した場合	1回 5,000円	・参加費、旅費等は別途支給 ・会議等主催者より報酬が支給される場合を除く
その他、理事長の命令により法人公務をした場合	1回 5,000円	

※基本給に定める「執務」として「特定業務」を行った場合は、支給しない

4. 報酬支払方法

①執務を行う理事：法人職員給与と同じ扱い

②執務を伴わない理事及び監事：半期ごとに銀行等振込で支払う